

## 上田裁判 11月25日の証人尋問、延期に

「エルダースタッフ規定は適用されない」の

### 会社側主張、根本的に崩れる？

11月7日、第10回上田再雇用裁判が開催され、11月25日(火)に予定されていた口頭弁論が証人の変更が行われるなどの理由で延期されました。次回の法廷期日は未定です。

被告、安川電機は今日まで、上田良子さんは安川電機の再雇用規定(エルダースタッフ規定)が適用されないと主張していましたが、平成23年10月25日に開催された退職金問題の団体交渉で、上田さんにエルダースタッフ規定が適用されていることを会社側団体交渉員が認める発言していることを原告側弁護団が指摘し、被告側が検討することになりました。

この会社側団体交渉員の発言が採用されると、被告の主張が根本的に崩れることとなります。この交渉員は転勤していますので、次回法廷は被告側の動きを見ないと予定が立ちません。

### 退職金団体交渉で エルダースタッフと認めていた。

平成23年(2011年)10月、退職金問題の団体交渉で、嘱託に就業規則がないことから作成するように問われ、被告の代表が「就業規則云々ということはエルダースタッフという記載がこれだけあるわけですから、これにしたがっていただく」「だからエルダースタッフの就業規則で事足りませんかということ」などと発言をしており、上田さんがエルダースタッフ規定の適用がされて再雇用されていると認めていました。

### 上田さんは社員と同じ雇用

#### 在職中一度も契約更新していない

被告・安川電機は上田さんは嘱託(有期契約社員)だから「有期雇用で雇用契約が終了した」として定年後2年間再雇用してきたにも拘らず雇止めを強行してきました。

上田さんは入社時嘱託契約を結びました。契約書には毎年契約更新するなどの記載はなく、定年退職まで27年間更新手続きをすることはありませんでした。また在職中、安川情報システム(株)(以下情シス)に移籍を命じられました。その契約書には、安川電機の「社員の移籍に関する覚書」に基づく記載されており、安川電機復帰が前提の移籍でした。

「情シス」では1年ごとの契約書を取り交わし、8年間働き、その後安川電機に復帰しました。ところが定年退職の3年前になって契約の更新をせよと押し付けてきたのです。

安川電機在職中、契約を更新した経緯はなく、当然、異義を申し出て提出を拒みました。そして定年まで働き続け、定年後も2年間再雇用(定年後は1年契約)されてきたのです。したがって上田さんは社員と同じ期間の定めのない契約であり、65歳まで再雇用が適用されるべきなのです。

被告:「定年退職ではないから

高年法の適用はない」

実態は、社員就業規則が適用され

定年退職金が支払われている

被告は上田さんは「定年退職ではないから高年法の適用はない」と63歳で雇い止めに強行しました。

しかし、社員と同じように就業規則の退職金規程に基づいて定年加算、定年慰労金などの退職金計算が行われ、退職金が支払われています。

安川電機では定年は誕生日が退職日で、上田さんは平成22年11月20日で定年退職になっています。

有期契約であれば安川電機の会計年度である翌年の3月20日が契約満了のはずですが、誕生日が上田さんの定年退職日になっているのは社員と同じ処遇だったことの明白な実態であり、被告の有期契約だったとの主張は矛盾しており成り立ちません。

# (株)安川ビルサービスに 要求書を提出

安川電機の別会社に工場内の清掃作業と産廃事業を行っている会社があります。(株)安川ビルサービスで約50名の従業員が働いています。例年、春闘要求と年末一時金要求を掲げて交渉してきました。今年は福岡県地域最低賃金の引き上げも行われていますので、時給の引き上げ、年末一時金の2ヶ月以上の要求書を提出しました。

また、2014年秋季闘争で安全衛生問題にも取り組んでいます。労働安全衛生法71条には「快適な職場環境の形成のための措置」が定められ「事業者が講ずべき快適な職場環境のための措置に関する指針」が発表されています。

使用者は単に労働者の安全・健康障害を防止するための最低限の措置に留まらず、快適な職場環境形成への努力が求められています。いま一度、職場環境の不具合や、健康を害する問題点を見直してみましょう。



## 集団的自衛権の署名活動に 挑戦してみよう

集団的自衛権を閣議決定して4ヶ月が過ぎました。小倉駅頭で土曜日の11時から12時まで宣伝と署名行動が行われています。

その活動の中で、だんだん危機感を感じている主婦や青年、年配者などと対面しています。ある主婦は「私の息子は19歳、アメリカから守ってもらっているから賛成というのです。いまの若い子はこんな考えでしょうか」と問いかけられました。「いえ違います。テレビは世論を反映していません。国民の過半数が反対しています。若い人たちも戦争に行かされるのは僕たちかも知れないと気付きはじめています」。

防衛大学に息子をやっている主婦は「息子がアメリカの弾除けになるのではないかと心配しているそうです。この主婦に署名用紙を1枚渡していたら、なんと30筆近く署名を集めてくれました。

対話のなかで「少年H」の映画見ましたか?と聞きます。若い人が意外と「少年H」の映画で対話になります。

近くで宣伝・署名活動があったら署名用紙を持って参加し、通行人に話しかけてみませんか。

「再雇用させる会」へのご入会、公正判決を求める署名にご協力ください。

11月7日現在の届出数2,089筆

連絡先 〒802-0071

北九州市小倉北区黄金1-4-9-207

北九州地区労連労連気付

J J M I U 安川合同支部宛

「安川電機の上田さんを再雇用させる会」

TEL 093-921-0747 fax093-921-0284

## 北九州争議団が宣伝行動

北九州では17件の争議が団体交渉や労働委員会、福岡地裁へ提訴などしてたたかわれています。北九州争議団共闘会議に参加している争議団にイワキ工業の不当解雇事件、戸畑の後藤クリニックで解雇撤回させ職場復帰した看護師に制裁処分を乱発した挙句2回目の解雇をした事件、ハルヤというクリーニング屋で8時間以上働かせながら5時間分しか賃金を払わず、知的障害者だから仕事が遅いと広言してはばからない会社に賃金未払い請求事件、そして安川電機で高年齢雇用安定法に違反して65歳までの再雇用を拒否し雇い止めた上田再雇用事件があります。

10月29日、北九州地区労連とともに争議解決のための北九州商工会議所への要請、30日には北九州市への要請行動のあと、各企業周辺や医師会などへ要請をおこないました。久しぶりに宣伝行動を行い今後争議解決までがんばることを誓いあいました。

よろしく  
お願いしまーす



### 今後の日程

- 11月16日 地本執行委員会
- 11月25日 上田第11回裁判ラウンド法廷  
地裁小倉支部 13時半開廷
- 27日 北九州市民の会
- 28日 地区労連加盟組合代表者会議
- 12月5日 (株)安川ビルサービス団体交渉
- 9日 地区労連評議員会
- 12日 北九州市争議団忘年会